

調停・仲裁による知財紛争解決

弁護士・日本知的財産仲裁センター運営委員長 林 いづみ

本稿においては、日本知的財産仲裁センター（以下、「JIPAC」といいます。）を例として知財紛争の裁判外解決についてご紹介します。読者の先生方の JIPAC の活用に役立つことを祈念しております。

はじめに ～ 裁判外紛争解決（ADR）とは

「紛争解決」というと、第一には、裁判手続に訴えることが想起されるでしょう。しかし、紛争解決手段としては、裁判だけではなく、「裁判外の紛争解決」（Alternative Dispute Resolution、略称「ADR」）という手段も、各国において普及しています。実際、裁判手続は、国ごとの司法制度の違いや、訴訟法上の適正手続保障の必要等により、多様かつ複雑な手続になりがちです。また、裁判手続では、紛争解決までに、多大な、時間やコストもかかってしまいます。適切な契約処理により紛争を予防するとともに、紛争が発生したときには、「調停」「仲裁」などの、裁判外紛争解決手段を上手に活用することは、日本の国際競争力強化のために不可欠です。まず、本稿では、裁判外紛争解決（ADR）の概要についてご説明しましょう。JIPAC の実務の詳細や活用のメリットについては、本特集の他稿をぜひお読みください。

1. ADR の種類

常設の ADR 機関は、その担い手によって、司法型、行政型、民間型に分類できます。

a) 民間型：日本知的財産仲裁センター（Japan Intellectual Property Arbitration Center; JIPAC）、日本商事仲裁協会（Japan Commercial Arbitration Association）、海運集会所、弁護士会仲裁・調停センター、業界別 PL センター等。

・JIPAC は、1998 年 3 月、日本における唯一の知的財産分野を専門とする民間 ADR として、日本弁護士連合会と日本弁理士会が共同で設立し、以来、12 年余にわたり共同運営をしている民間

ADR です。JIPAC では、弁護士、弁理士、学識経験者がそれぞれの知識と経験を活かして、相談、調停、仲裁、センター判定、ドメイン名紛争裁定、必須判定などにより、知的財産権に関する様々な問題を解決します。なお、設立当初の名称は「工業所有権仲裁センター」でしたが、2001 年 4 月に「日本知的財産仲裁センター」に改め業務範囲を知的財産に拡大しました。

b) 行政型：公害等調整委員会、建築工事紛争審査会、住宅紛争審査会、労働委員会等。これらは、特別法で特定の分野に限り、紛争解決のためにあつせん、調停、仲裁などの制度を設けているものです。

c) 司法型：民事調停、家事調停。民事調停は、通常の裁判所で行われますが、訴訟と異なり、裁判官のほかに一般市民から選ばれた調停委員二人以上が加わって組織した調停委員会が調停を行います。医事関係、建築関係、賃料の増減、騒音・悪臭等の近隣公害などの解決のために専門的な知識経験を要する事件については、医師、建築士、不動産鑑定士等の専門家の調停委員が関与します。家事調停とは、家庭裁判所で行われ、離婚や相続をめぐる争いのような夫婦・親子・親族など家庭に関する紛争を扱います。裁判所における調停は、合意した内容を調停調書に記載すると確定判決と同じ効力があります。調停で合意し調書に記載された約束（金銭や養育費の支払い）が、後日守られない場合は調停調書に基づき強制執行手続ができます。

なお、以上の「機関仲裁」の他に、「非機関仲裁」（「アドホック仲裁」ともいわれます。）もあります。これは、機関の手助けを得ないで、当事者自身で作ったり選んだりした規則に従って手続を進める仲裁で、主として大規模で複雑な国際仲裁に使われます。

2. 関連する法律：仲裁法と ADR 法

(1) 国際商事仲裁に関する模範法（アンシトラル・モ

デル法。国連国際商取法委員会（UNCITRAL）1985年採択）は、ニューヨーク条約のように批准して国内法として効力を認めるといった性質のものではありませんが、国際標準として全面的に採用されており、我が国でも、明治以来の旧法を改正した現行仲裁法（平成16年3月1日施行）に取り入れられました。現行仲裁法は、仲裁地が日本国内にある、国際・国内、商事・非商事の双方の仲裁手続に関する日本国内の裁判所の手続に適用されます（仲裁法13条6項（仲裁合意の独立性）及び同法14条1項（防訴抗弁）参照）。

(2) 裁判外紛争解決手続の利用促進に関する法律（ADR法）とは、法務省の認証を得たADR組織による和解仲介手続に時効中断効等を与える法律であり、平成19年4月1日に施行されました。ADR法は、ADR機関がADR手続を行うのに必要な知識・能力等を有している場合には、法務大臣の認証を受けることができる制度を採用しました。もっとも、弁護士会によるADR手続については、認証を受けなくとも手続の公正適正が確保されることなどから、認証を受けていないところも多くあります。認証紛争解決手続を利用した場合の特例としては、①時効の中断（同法25条。従来、ADR手続の利用をためらわせた理由の一つとして、ADR手続の利用には時効の中断効がなく、ADR手続の利用中に時効が完成してしまうおそれがあり、安心してADR手続を利用できないということが言われていました。）、②訴訟手続の中止（同法26条。訴訟手続の中止により、訴訟手続と認証を受けたADR機関の手続との調整を図ることができるようになりました。）、及び③調停の前置に関する特則（同法27条）があります。民事調停法や家事調停法では、一定の事件について訴えを提起する前に調停の申立を義務づけています（調停の前置）が、ADR法は、認証を受けたADR機関を利用した場合には、あらためて調停の手続を踏むまでもなく、直ちに訴えを提起することができるものとして、ADRの利用促進を図っています。

3. 仲裁と調停

「仲裁」は、「調停」や「和解あっせん」とは、大きく異なります。

何よりも、調停・和解あっせんの場合は、調停人・

あっせん人が和解案や「裁定」を出すことはありますが、当事者はそれに拘束されません。これに対して、仲裁とは、当事者が、現在または将来の紛争の解決を第三者（仲裁人）の裁定にゆだねて、かつそれに拘束されることを認めるという、合意・約束（これを「仲裁合意」といいます。「仲裁契約」ともいいます。）（仲裁法2条1項）の存在することが出発点です。仲裁合意には次のような効果があります。

- ① 仲裁合意をすると、その紛争について一方が裁判所に提訴しても、他方は原則として「訴えの却下」を求めることができます（仲裁法14条）。その意味で、仲裁合意は裁判に訴える権利を放棄する合意（訴権放棄合意）を含むと言われています。ただし、仲裁合意をしても、調停、和解あっせん等の他のADRで解決することは排除されませんし、調停・和解あっせん手続に応じたからといって、仲裁合意が破棄されたことには原則としてなりません。
- ② 仲裁合意をすると、その仲裁合意の範囲に入る当事者の紛争について、仲裁合意で指定した仲裁人・仲裁機関に対し、一方当事者から申立がなされた場合は、他方当事者はこれに応じて、手続に参加する義務を負うこととなります。他方当事者が仲裁手続に応じなくても、仲裁判断（裁判における判決に相当する。）が出てしまいます。
- ③ 仲裁合意は、その仲裁合意の範囲に入る当事者間の紛争についての仲裁人の裁定に拘束されることを認める合意なので、仲裁判断ができれば、当事者間では裁判所で判決がでたことと同一の効果を持ち、裁判所の執行決定により執行力を得ます（仲裁法45条、46条）。
- ④ 仲裁判断に対しては、それに不服であっても、原則として、不服申立てはできません。裁判所に訴えを提起することもできませんし、別の仲裁人や仲裁機関に再審査を申し立てることもできません。例外は、仲裁合意が無効であった等の一定の限られた場合だけです（仲裁法44条）。従って、三審制をとる裁判手続と違って、仲裁は、一審限りの裁判と同じ意味を持ちます。

これに対して、「調停」は、紛争解決に助力してくれるよう、第三者に依頼する点は仲裁と同じです。しかし、調停人が調停案を提示しても、当事者が受け入れなければ、そこで終了し、当事者が裁判所から執行判決を得ることはできません。

このように、手続開始の要件として、仲裁は、申立前における両当事者間の仲裁合意が必要ですが、調停は不要です。仲裁はいったん仲裁を開始すると、途中で脱退することはできませんが、調停はいつでも脱退することができます。

4. ADR のメリット

ADR のメリットとしては、①非公開性、②柔軟性、③専門性、④迅速性及び⑤国際性があげられます。①の非公開性とは、憲法上の裁判公開原則のある裁判と違って、ADR では非公開で手続きを進められるため、営業秘密やプライバシーがからむ問題に適している点です。特に、知財紛争においては、開発機密、営業秘密や職務発明対価請求など、秘密の公開を避けたい事案について、手続の公開を原則とする裁判手続においては、そのために多大なリスクと負担が伴います。これに対して、JIPAC による調停も仲裁も、裁判とは異なり非公開で行われ、申立てがあったことも、その間の提出書類及び手続の結果についても、一切、秘密厳守されますので、公開リスクを心配せずに、紛争解決を進めることができます。次に、②の柔軟性とは、当事者の合意や調停人・仲裁人の裁量により、比較的柔軟な手続きで進められる点です。もっとも、この柔軟性は、仲裁よりも調停において顕著です。ちなみに、JIPAC では、全ての手続に必要な書式はセンターのホームページ (<http://www.ip-adr.gr.jp/>) から入手できます。基本的な主張立証が提出されて手続が始まれば、あとは裁判と異なり、柔軟な手続進行が可能です。また、後述するように、「調停から仲裁」、「仲裁から調停」、「センター判定から調停または仲裁へ」の移行も柔軟にできます。

③の専門性とは、調停人・仲裁人の専門性、資質等について当事者が合意できたり、当事者が仲裁人を指名できる点です。JIPAC の場合、知財分野における「専門性」において大きなメリットがあります。知財分野の専門経験に裏付けられた「専門性」と「中立・公平性」を両立させるために、JIPAC では、具体的な事件を担当する仲裁人等を指名する前に、必ず、仲裁人等候補者から、所定の書式による利害関係・中立性・公平性に関する説明書を提出し、候補者（及び候補者が所属する法律事務所・特許事務所に在籍する弁護士・弁理士、一定の血族・親族等）が申立人、相手方及び当該事案と利害関係がないことを確認し、さら

に、手続中に該当事由が生じた時にはただちにセンターに開示することの誓約をして頂いています。また、仲裁の申立人及び被申立人は、事件に関し利害関係を有すると思われる第三者を利害関係者として指定する特定利害関係者指定書を提出することができます。

④の迅速性は、裁判より迅速な解決が図り得る点です。最近の日本の知財訴訟は第1審の訴え提起から弁論終結までが平均で1年を切るなど、他国に比べて迅速化していますが、それでも、上訴を含めると、JIPAC の平均解決期間は調停4か月、仲裁6か月と、かなり迅速な解決が望めます。

⑤国際性。さらに、仲裁には、国際的な民事紛争において特に大きなメリットがあります。人・物・情報がグローバルに流通する現代において、国境を越えた知財紛争が日常化しています。しかし、知的財産権は国ごとに登録され、知財紛争の裁判管轄や準拠法について（議論の進展は見られますが）、いまだに統一的な解決には至っていません。契約交渉において裁判管轄条項や準拠法条項はしばしば争点になります。こうしたとき、両当事者が信頼できる仲裁機関における仲裁合意が良く行われます。さらに、裁判では、多国籍紛争が発生した場合、莫大な費用を投じて裁判に勝訴しても、その外国判決を執行するためには、外国判決の承認及び執行という手続が必要ですが、日本は、最大の貿易相手国である中華人民共和国との間で、相手国の裁判所の判決を承認・執行しあう相互関係にありません（日本の裁判所も中国の裁判所も相互承認関係がないことを判決で確認しています。）。これに対して、ニューヨーク条約（外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約。日本は1961年加盟）により、加盟国間での国際的執行力が保証されており、中国も加盟しているので、国際仲裁であれば互いに執行が可能となります。

5. 調停から仲裁へ

仲裁合意のメリットは反面、デメリットにもなります。すなわち、仲裁合意をすると、裁判所に訴えることができなくなること、仲裁判断への上訴・不服申立てができないこと（一審限りの裁判と同じ）、仲裁機関または仲裁人によっては、裁判に比べて、かえって長引いたり、また、仲裁人費用についてタイムチャージ制をとる仲裁機関では、費用が非常に高額になったり

することがあります（この点、タイムチャージ制をとらないセンターにおける仲裁なら料金面でも安心です。）。また、仲裁は、判決のように仲裁判断は公開されていません。このことは秘密保持の点ではメリットですが、他方、予測可能性に乏しい点でリスクが高くなります。なお、最近の国際仲裁の手続は次第に訴訟手続に近づき、柔軟性を欠き、訴訟に匹敵する高額な代理人費用も生じるなどの傾向も指摘されています。

このような仲裁のデメリットを考慮すると、より自由度の高い「調停」に、ADRとしての長所を見ることができます。アメリカでは、同一人が仲裁人としても

調停人としても機能する「調仲」（英語の med·arb つまり arbitration（仲裁）と mediation（調停）という、仲裁と調停の混合手続も見られます。日本では、まず、仲裁と調停の両方の手続のメリットを生かせるように、まず、調停手続から入って、その中で、仲裁合意を取り付けられた場合には、仲裁手続に移行するという実務が行われています。上記「柔軟性」のメリットの述べたとおり、JIPACにおいてもこのような手続の移行を柔軟に行うことができます。

以上

（原稿受領 2010. 11. 4）

知的財産フォーラム in たま

～知財で多摩地域を元気にする！～

開催日時：平成23年2月4日（金）13時～17時（受付開始12時～）

会場：立川市市民会館 小ホール（立川市錦町3-3-20）

対象：一般、中小企業関係者、学生 **定員**：280名 **参加費**：無料

<プログラム>

第1部 基調講演【13:05～14:50】

「次世代自動車の普及に向けた技術開発動向」
日本を救う地域ブランド論「地ブランド」

第2部 パネルディスカッション【15:00～16:55】

徹底討論 中小企業の活路は何か

<同時開催>

○無料知的財産相談会【11:00～18:00】（5階会議室）事前予約不要

特許、実用新案、意匠、商標の出願に関する事柄のほか、訴訟、調査、外国での特許取得、著作権、輸入差止めなどに関する事柄について、弁理士が無料で相談に応じます。お気軽にご相談ください。

○パネル展示 中小企業・大学・金融機関 等【11:00～18:00】

お問い合わせ先：日本弁理士会関東支部 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-4-2

TEL：03-3519-2751 FAX：03-3581-7420 <http://www.jpaa-kanto.jp>

E-MAIL: info-kanto@jpaa.or.jp